

日本囲碁規約(財団法人日本棋院・財団法人関西棋院)

平成元年 4 月 10 日(5 月 15 日実施)

財団法人日本棋院および財団法人関西棋院は昭和 24 年 10 月に制定した日本棋院囲碁規約を改定することとし、ここに日本囲碁規約を制定する。この規約は対局者の良識と相互信頼の精神に基づいて運用されなければならない。

第 1 条(対局)

囲碁は、「地」の多少を争うことを目的として、競技開始から第 9 条の「対局の停止」までの間、両者の技芸を盤上で争うものであり、「終局」までの間着手することを対局という。

<解説> 対局の範囲は、対局の再開をしない限り、対局者双方が続いて着手放棄(通称パス)した「対局の停止」までである。(詳しくは、第 2、9、10 条参照)

第 2 条(着手)

対局する両者は一方が黒石を相手方が白石を持って交互に一つずつ着手することができる。

<解説> 1 交互着手は権利である。

2 着手放棄(パス)は、放棄者の対局停止宣言であり、続いて相手方もパスした場合は「対局の停止」になり、次の着手を行うことは出来ない。(第 9 条 1 項参照)

第 3 条(着点)

盤上は、縦横十九路、その交点三百六十一であり、石は第 4 条に合致して盤上に存在できる限り、交点の内の空いている点(以下「空点」という)の全てに着手できる。着手した点を「着点」という。

<解説> 1 盤上…専門棋士間のルールなので十九路盤とした。初心者等の九路盤ほか、将来二十一路盤等を対局者間で合意の上使用することはもちろん可能である。

2 交点・空点・着点…石の置けるような点を「交点」といい、361 ある。

石の置かれていない交点を「空点」といい、石の置かれた交点を「着点」という。

3 第 4 条に合致しないため、着手できない空点…着手することにより、隣接する空点の無い自らの石を生じ、結果として存在できなくなるような着手は出来ない。

第 4 条(石の存在)

着手の完了後、一方の石は、その路上に隣接して空点を有する限り、その着点に存在するものとし、そのような空点のない石は盤上に存在することができない。

<解説>盤上に存在できない石…隣接した路上に空点がない石は盤上に存在できない。

第 5 条(取り)

一方に着手により、相手方の石が前条に基づき盤上に存在することができなくなった場合は、相手方のその石のすべてを取上げるものとし、これを「ハマ」という。この場合、石を取上げた時点をもって着手の完了とする。

<解説>取り上げられる石…取り上げた時点で着手が完了し、空点が生じるときは第 4 条により着手が可能である。

第 6 条(劫)

交互に相手方の石一個を取り返し得る形を「劫」という。劫を取られた方は、次の着手でその劫を取り返すことはできない。

<解説> 1 交互に相手方の石一個を取り返し得る形

2 次の着手で取り返すことは出来ない…この目的のための、他の箇所への着手を「劫立て」という。

3 「劫立て」をしないで、次の着手で取り返すと第 14 条の反則負けとなる。

第7条(死活)

－1 相手方の着手により取られない石,又は取られても新たに相手方を取られない石を生じ得る石は「活き石」という。活き石以外の石は「死に石」という。

<解説>1 相手方の着手により取られない「活き石」…2眼をもつ石、2眼を持ちうる地をもつ石、セキ石

2 取られても新たに相手方を取られない石を生じ得る石は「活き石」…「打って返し」の例

3 「死に石」…1眼の石、欠け目で1眼になった石、中手により1眼になった石

－2 第9条の「対局の停止」後での死活確認の際における同一の劫での取り返しは,行うことができない。ただし,劫を取られた方が取り返す劫のそれぞれにつき着手放棄を行った後は,新たにその劫を取ることができる。

<解説>劫がらみの死活規定である。

1 同一の劫での取り返しはできない…対局の停止とともに,劫の取り返しは停止となり,たとえ「両劫ゼキ」など無限の劫材があっても,それを利用して劫を取り返すことは出来ない。

2 着手放棄後は新たに劫が取れる。…劫を取られても着手放棄(通称パス)を行った後は,対局の再開と同じになり,新たな劫取りとして可能になる。

3 取り返す劫のそれぞれにつき着手放棄が必要…取り返しとなる劫が2個以上ある場合はどの劫で着手放棄をするのか指定しなければならない。

第8条(地)

一方のみの活き石で囲んだ空点を「目」といい,目以外の空点を「駄目」という。駄目を有する活き石を「セキ石」といい,セキ石以外の活き石の目を「地」という。地の一点を「一目」という。

<解説>「地」の基本的な考えは,“完全に独立した活き石の目が地であり,駄目を有することによって活き石となる活き石は独立した活き石でないから,その目は地にならない”ということである。

1 目と地

2 セキ石と駄目 両劫ゼキ

3 「地」の確定のための駄目詰め…駄目がある活き石ではセキ石となってしまうのできちんと駄目を詰める必要がある。

第9条(終局)

－1 一方が着手を放棄し,次いで相手も放棄した時点で「対局の停止」となる。

<解説>着手の放棄(パス)は対局停止宣言であるが,次いで相手方も着手放棄した場合は対局の停止となる。双方が着手放棄の意思表示をした時点が,対局の停止時点である。

－2 対局の停止後,双方が石の死活を確認し,合意することにより対局は終了する。これを「終局」という。

<解説>1 「駄目詰め」、「手入れ」は必要着手…石の死活及び地を確認するためには第8条により終局までに「駄目詰め」及び「手入れ」を行わなければならない。

2 対局停止後での「駄目詰め」、「手入れ」は規定外…「駄目詰め」及び「手入れ」を,対局者の合意により対局停止後適宜に行なう場合は,それらは規定上の着手に該当しない。

－3 対局の停止後,一方が対局の再開を要請した場合は相手方が先着する権利を有し,これに応じなければならない。

<解説>1 “対局再開の要請”…対局の停止状態が解除され,競技再開となる。

2 “相手方に先着する権利あり”…(1) 対局を再会する場合は,停止期間中に規定外の着手があれば,それらは無効として再会することが出来る。

(2) 対局再開を要請した相手側から打ち始める。

(3) “これに応じなければならない”…要請された相手方が着手の要請を認めない場合は,

パスで応じて差し支えない。

第10条(勝敗の決定)

－ 1 終局の合意の後、地の中の相手方の死に石はそのまま取上げ、ハマに加える。

<解説>地の中の相手方の死に石は第5条の方法で、すべてを囲んでから取り上げる必要はなく、着手せずにそのまま取り上げることが出来る。

1 終局後そのまま取り上げられる石

2 終局後そのまま取り上げられない石

－ 2 ハマを持って相手方の地を埋め、双方の地の目数を比較して、その多い方を勝ちとする。同数の場合は引き分けとし、これを「持碁」という。

<解説>ハマが相手方の地を上回る場合は、上回ったハマを自分の地の目数に加算して計算する。

－ 3 勝敗に関し、一方が異議を唱えた場合は、双方は対局の再現等により、勝敗を再確認しなければならない。

<解説>最初から打ち直すなど、再確認することが義務であって、再確認を拒絶することは出来ない。

－ 4 双方が勝敗を確認した後であっても、いかなることがあっても、この勝敗を変えることはできない。

<解説>例えば、“「取り石」の一部が発見された”あるいは違反着手が棋譜で発見されたなどの事実があっても勝敗確認後は勝敗を変えることはできない。

第11条(投了)

対局の途中でも、自らの負けを申し出て対局を終えることができる。これを「投了」という。その相手方を「中押勝」という。

<解説>「中押勝」— (ちゅうおしがち)

第12条(無勝負)

対局中に同一局面反復の状態を生じた場合において、双方が同意したときは無勝負とする。

<解説>1 同一局面反復の事例…三劫以上、循環劫、長生などで生じうる。

2 “双方が同意したときに無勝負”…反復した回数の確認の困難さを考え、双方が同意した時点で無勝負となる。

第13条(両負け)

－ 1 第9条の対局の停止後、対局者が有効な手を発見し、その着手が勝敗にかかわるため終局に合意できない場合には両負けとする。

<解説>双方が着手放棄後有効着手を発見し、相手方に先着されると負けになる場合などで、ともに対局の再開も要請せず、終局についても合意しないときは両負けとなる。

－ 2 対局中に盤上の石が移動し、かつ対局が進行した場合は、移動した石を元の着点に戻して続行する。この場合において対局者が合意できない場合は、両負けとする。

<解説>元の着点に石を戻すことを対局者が合意できないとき、あるいは元の着点にすでに石が存在、または存在できない石になるなど、規約上元へ戻すことが不可能な場合は、両対局者に責任ありということで両負けとなる。

第14条(反則負け)

一方が以上の規約に反した場合は、双方が勝負を確認する前であれば、その時点で負けとなる。

<解説>反則着手があった場合は、勝敗確認前であればいかなる場合も、反則着手時点で負けとなる。

(注) 勝負確認後に発見された場合は第10条4により勝負は変わらない。